

教育長
各部・局長 様
各課・所長

市 長

平成 1 8 年度予算編成方針について（通知）

本年 3 月 2 2 日に、関金町との合併による新倉吉市が動き出しました。この「合併」という手法を通して、行財政改革に取り組むとともに、合併特例債、合併市町村補助金など合併による特定財源の有効活用を図り、「地方の時代」を生き抜く力のある自治体をめざします。

さて、平成 1 6 年度は、国の三位一体の改革が本格的に始動した初年度ということもあり、地方財政計画における地方交付税と臨時財政対策債との合計は、平成 1 5 年度との対比で 1 2 % の減でした。本市においても、「地財ショック」の激震に見舞われ、かつてない事務事業の中止・縮小、人件費の抑制等を行いました。続く平成 1 7 年度の地方財政計画では、地方交付税の対前年増減率が 0 . 1 % の増、臨時財政対策債が 2 3 . 1 % の減、両者の合計が 4 . 5 % の減と、平成 1 6 年度に比べると減少率がやや緩和しているものの、額そのものは「地財ショック」の昨年度よりさらに減額になっていることを忘れてはなりません。

現時点における平成 1 8 年度歳入の予測は、制度改正による市税の増はあるものの、平成 1 7 年度と比較して地方交付税が 2 . 7 % の減、臨時財政対策債が 0 . 8 % の減となっており、両者の合計は 2 . 4 % の減と見込まれます。このため、平成 1 8 年度予算は、平成 1 7 年度と同水準での維持は困難であり、削減せざるを得ません。

国の三位一体改革は平成 1 8 年度まで続きますが、さらに 1 9 年度以降も、国の財政再建のため、地方交付税の減額はとどまらないものと思われます。本市を取り巻くこのような厳しい財政状況を十分に考慮し、合併による効率化に努め、将来にわたって持続可能な財政運営を目指します。このように地方自治体は大変厳しい状況に直面しており、財政基盤の確立が課題になっています。

したがって、今後とも国に対する税財源の確保を働きかけるとともに、歳入においては、市税や使用料等の自主財源の確保に努め、歳出においては、さらに経常的経費の節減を図り、地方分権の推進に対応できる取り組みを進めます。

このような状況のもと、平成 1 8 年度の政策方針に基づき、現在検討中である他の財政関連計画の基本的考え方との整合性を図りながら、平成 1 8 年度の予算編成を行うとともに、市民の理解を得ながら、より一層行政改革を推進し、財政の健全運営を図ってまいります。